

株 主 各 位

横浜市港北区榎町三丁目7番60号

株式会社 **ヨロズ**

取締役社長 佐藤和己

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地域の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月13日(月曜日)の当社営業時間終了時(午後5時30分)までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月14日(火曜日)午前10時
2. 場 所 横浜市港北区榎町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル6階大ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

なお、株主総会終了後に株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、「株主様との懇談会」を株主総会会場にて開催する予定といたしておりますので、株主総会と合わせてご出席下さいますようお願い申し上げます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を必ず会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yorozu-corp.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会決議ご通知は、上記ウェブサイトに掲載する予定です。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、内需が好調な中国やインドを始めとする新興国での飛躍的な経済成長を背景に全体でもプラス成長となりました。

こうした中、日本におきましては、失業率が依然として高水準で推移する厳しい状況の中、政府の景気浮揚策などにより経済は緩やかながら持ち直しの兆しが出てきておりました。しかし、3月11日に発生した東日本大震災が経済に与える影響は計り知れず、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが関連する自動車業界におきまして、国内販売は上半期はエコカー減税や補助金により好調に推移しておりましたが、エコカー補助金の終了とともに下半期は低調となりました。また、輸出も含めた国内生産は、輸出が比較的好調に推移したことによりほぼ前年度並みとなりました。一方、海外におきましては、新興国での旺盛な需要により増産基調が持続しております。しかしながら、東日本大震災により、自動車業界は生産の停止や縮小が生じるなど大きな影響を受けております。なお、当社グループにおきましては、この震災における人的被害はなく、栃木県小山市に所在する子会社の㈱ヨロズ栃木で、変電設備等の一部が損傷するなどの被害を受けましたが、約1週間で復旧いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループの売上高は、前年度比24.6%増の102,206百万円となりました。

利益面では、「最大の効率と徹底したミニマムコスト」をポリシーとし、リーマンショック以降の全グループを挙げての合理化策を継続しており、営業利益は前年度比89.7%増の9,268百万円、経常利益は前年度比94.3%増の9,159百万円、当期純利益は前年度比で約2.6倍の4,903百万円と大幅増益となりました。

なお、当連結会計年度の為替換算レートは、87.80円/ドル（前連結会計年度は、93.65円/ドル）であります。

セグメントの業績につきましては、

(1) 日本

主要得意先であります日産自動車を始め各自動車メーカーの生産は、エコカー補助金が下半期に打ち切りになった影響で減少したものの、通期では輸出の回復も後押しとなり増加しました。

これらによる部品売上の増加に加え、国内・海外における新車の立上がりにより、売上高は前年度比19.8%増の46,850百万円となり、セグメント利益は前年度比で約2倍の3,618百万円となりました。

あわせて、競争力向上のため、試作・実験を含む開発・生産技術部門を㈱ヨロズ栃木内へ移転させ生産部門と一体化することにより、更なる開発力の向上

とスピードアップを図ってまいります。

(2) 北米

リーマンショック以降冷え込んでいた北米経済でありましたが、自動車業界においては北米全体の車両生産量が前年度比38.3%増と回復基調であります。

ヨロズは2009年12月に全ての生産をヨロズオートモーティブテネシー社(YAT)へ集約し最適生産体制とした効果が表れてきており、結果、売上高は前年度比18.2%増の32,538百万円となり、セグメント利益は前年度比約4倍の1,110百万円と大幅に改善しました。

ヨロズメヒカーナ社(YMEX)では、日産ノースアメリカと日産メキシコから品質賞を受賞、メキシコホンダからもQD賞(品質、納入)を受賞し、メキシコホンダとの取引を開始した2007年以降、4年連続の受賞となりました。

また、フォルクスワーゲン向けに部品を受注し、2012年よりプレス部品の納入を開始致します。

ヨロズアメリカ社(YA)では、営業・開発体制の強化を図り新規受注活動に精力的に取り組んでおります。

(3) アジア

中国及びタイの自動車生産が好調に推移したことにより、売上高は前年度比36.3%増の29,826百万円となり、セグメント利益は前年度比61.4%増の4,476百万円となりました。

2009年度低調であったタイの自動車生産ですが、輸出の急激な回復と政府のエコカー政策などにより、2010年度は過去最高の165万台を記録しました。

ヨロズタイランド社(YTC)は日本から全量タイに生産移管された日産マーチの部品を昨年3月から納入しており、年間売上は過去最高となりました。

また2012年に他社から販売されるエコカーの部品を受注しております。

中国の廣州萬宝井汽車部件有限公司(G-YBM)では、2009年に引き続き自動車優遇政策を追い風とした内陸部での販売好調により、当初計画を大幅に上回る売上となりました。

中国自動車産業は今後も成長が期待でき、主要得意先である日産、ホンダ等は2011年度以降も増産基調を強めております。この増産に対応するため湖北省武漢市に武漢萬宝井汽車部件有限公司(W-YBM)を設立し、2011年11月の稼働開始を計画しております。

また、急成長するインドの自動車需要を受け、インドでのビジネスチャンスを活かすべく、南部のタミル・ナドゥ州チェンナイにヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社(YJAT)を2011年2月に設立しました。

2. 対処すべき課題

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により、当社グループにおきましても(株)ヨロズ栃木で設備等の一部が損傷するなどの被害を受けましたが速やかに復旧しております。今後も安全対策とリスク分散のために標準化を徹底して進めてまいります。また、今後予想される電力不足に対応するため「最大の

効率と徹底したミニマムコスト」で様々な節電対策にも注力してまいります。

さて、世界の自動車産業では、地球温暖化の問題に対応する二酸化炭素排出量削減の機運の高まりから、世界規模で低燃費のハイブリッド車（HV）や電気自動車（EV）などの市場投入が始まっており、今後拡大していくことが予想されます。

また、中国やインド、アセアン地域などではモータリゼーションにより小型車の爆発的な需要、更に超低価格車の需要が増えていくことも予想されます。

当社グループは、この変革にいち早く対応し、世界経済の成長に備えて経営体質の強化が必要であると認識しております。

中期ビジョンに「小粒な会社でもグローバル規模のエクセレントカンパニー」を掲げ、世界中のお客さまに品質・機能・価格・納期共に満足していただけるよう、燃費性能向上のための小型・軽量化技術や新興国市場で需要が見込める超低価格車に適応できる革新的な低コスト化技術を開発し、確固たる企業ブランドの確立を目指します。

当社グループは今後も引き続き次の3項目の課題に取り組んでまいります。

(1) 経営（体質）改革の2本柱（生産革命とマネジメント革命）の推進

「最大の効率と徹底したミニマムコスト」をポリシーとし、生産革命とマネジメント革命により、こうした経営環境の急激な変化に柔軟に対応できる経営体質の確立を目指してまいります。主な具体的取り組みといたしましては、より一層の業務の標準化、効率化を図るために基幹システムの再構築に取り組んでまいります。

(2) 技術開発の推進と提案

これまで当社グループが蓄積してきた固有技術であるプレス・溶接技術の原点に立ち返るとともに各種デジタルツールを活用することで更に進化させ、燃費性能の高い車、すなわちHV・EVや超低価格車のニーズに合った、革新的な製品を開発し、世界中のお客さまへ積極的に提案してまいります。

(3) グローバル展開の更なる強化

中国やインド、アセアン地域などを今後も成長市場と捉え、積極的に人材を投入し拡販活動を強化するとともに、経営資源を積極的に投入することによりグローバル展開の更なる強化を図ってまいります。

アセアン地域では、タイ、インドネシアが成長市場として注目されており、タイについては、YTCを生かした拡販活動を強化してまいります。

また、インドネシアにつきましては人口2億人を超えるポテンシャルのある市場であります。今後、日系自動車メーカーをはじめ各社とも生産規模を拡大させる計画であり、拡販ターゲットとして活動してまいります。

今後もヨロズのネットワーク・技術力を活かしグローバルでの拡販を図ってまいります。

3. 設備投資等の状況

当社グループ全体では、総額4,785百万円の設備投資を実施いたしております。

しかしながら、リーマンショック以降、一般投資は不急案件に対しては「ゼロ」ベースでの見直しを行うとともに、新車展開の設備投資につきましても徹底した設備のリユース（再利用）により、効率的な投資を行っております。

内訳といたしましては、主として新車展開のため、日本で1,377百万円、北米で827百万円の設備投資を行いました。アジアにおきましては、新車展開の設備投資に加え中国第2拠点とインド拠点建設のため、アジア全体で2,580百万円の設備投資を実施致しました。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは、外部からの長期資金の調達は行っておりません。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第 66 期
	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売 上 高	118,784百万円	112,658百万円	82,018百万円	102,206百万円
当 期 純 利 益	5,392百万円	3,194百万円	1,841百万円	4,903百万円
1株当たり当期純利益	361.83円	187.85円	108.30円	287.68円
総 資 産	85,843百万円	64,608百万円	72,845百万円	76,527百万円
純 資 産	43,621百万円	35,306百万円	39,972百万円	44,541百万円
1株当たり純資産	2,166.22円	1,725.05円	1,956.30円	2,071.10円

10. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社庄内ヨロズ	400百 万 円	82.00% (5.00%)	自動車部品製造
株式会社ヨロズサービス	10百 万 円	100.00%	保険代理業・貸金業 人材派遣・業務請負他
株式会社ヨロズエンジニアリング	100百 万 円	100.00%	生産設備製造
株式会社ヨロズ大分	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズ栃木	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズ愛知	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブテネシー社	95百万米ドル	85.01% (85.01%)	自動車部品製造
ヨロズアメリカ社	122百万米ドル	100.00%	北米事業統括（営業・ 開発・生産技術）
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	20百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造
ヨロズメヒカーナ社	291百万墨ペソ	89.37%	自動車部品製造
ヨロズタイランド社	1,800百万泰パーツ	90.00%	自動車部品製造
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	65百万泰パーツ	94.23% (94.23%)	生産設備製造
广州萬宝井汽車部件有限公司	189百万人民币	51.00%	自動車部品製造
武漢萬宝井汽車部件有限公司	186百万人民币	51.00%	自動車部品製造
ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社	1,500百万ルピー	93.33%	自動車部品製造

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

連結子会社は15社であり、当連結会計年度の連結売上高は102,206百万円（前年度比24.6%増）、連結当期純利益は4,903百万円（前年度比166.2%増）となりました。

11. 主要な事業の内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社15社、関連会社1社で構成され、自動車の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造、販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

12. 主要な事業所（平成23年3月31日現在）

会社名	所在地	備考
当社	神奈川県横浜市	所在地には本社を記載しております。
株式会社庄内ヨロズ	山形県鶴岡市	
株式会社ヨロズサービス	神奈川県横浜市	
株式会社ヨロズエンジニアリング	山形県東田川郡三川町	
株式会社ヨロズ大分	大分県中津市	
株式会社ヨロズ栃木	栃木県小山市	
株式会社ヨロズ愛知	愛知県名古屋	
ヨロズオートモーティブテネシー社	米国テネシー州モリソン市	
ヨロズアメリカ社	米国ミシガン州ファーミントンヒルズ市	
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	米国ミシガン州バトルクリーク市	
ヨロズメヒカーナ社	墨国アグアスカリエンテス州サンフランシスコ・デ・ロス・ロモ市	
ヨロズタイランド社	泰国ラヨン県	
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	泰国ラヨン県	
广州萬宝井汽車部件有限公司	中国広東省広州市花都区	
武漢萬宝井汽車部件有限公司	中国湖北省武漢市経済技術開発区	
ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社	印度タミル・ナドゥ州チェンナイ市	

13. 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

従業員数(名)	前期末比増減(名)
3,848	199(増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 臨時従業員876名は上記人員に含んでおりません。

14. 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	2,011
株式会社横浜銀行	800
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,360
国際協力銀行	1,143

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

財務報告に係る内部統制について当社グループは、一般に公正妥当と認められる内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用することにより、財務報告の適正性を担保してその信頼性を確保しております。

II. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 64,000,000株
2. 発行済株式の総数 21,455,636株（自己株式3,956,466株を含む）
3. 株 主 総 数 2,755名（前期末比133名減）
4. 大 株 主

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,904	10.88
株式会社志藤ホールディングス	883	5.04
JFE スチール株式会社	843	4.81
株式会社みずほ銀行	842	4.81
株式会社横浜銀行	842	4.81
スズキ株式会社	800	4.57
三菱UFJ信託銀行株式会社	682	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	573	3.27
三 浦 啓 子	517	2.95
志 藤 公 彦	445	2.54

(注) 1. 当社は、自己株式3,956千株を保有しておりますが、上記表からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の内容

①名称	株式会社ヨロズ 2009年度発行新株予約権	株式会社ヨロズ 2010年度発行新株予約権
②新株予約権の数	314個	394個
③対象者	取締役及び執行役員	
④新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 31,400株	普通株式 39,400株
⑤新株予約権の発行価額	無償	
⑥新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり 91,190円 (1株あたり911円90銭)	新株予約権1個あたり 117,318円 (1株あたり1,173円18銭)
	ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。	
⑦新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	株式1株当たり1円	
⑧新株予約権の行使期間	平成21年12月3日から 平成51年12月2日まで	平成22年12月4日から 平成52年12月3日まで
⑨新株予約権の行使条件	上記⑦行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。	
⑩新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。	
⑪新株予約権の取得事由	新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由および条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。	

(2) 上記新株予約権のうち当事業年度の末日に新株予約権を有する当社役員の数

役員の有 状況	取締役	212個	282個
	保有者数	4名	7名

2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の内容

前記1.のうち株式会社ヨロズ2010年度発行新株予約権の欄に記載のとおりであります。

(2) 上記新株予約権のうち当社使用人への交付状況

使用人	個数	交付者数
執行役員	112個	11名

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
◎取締役会長	志 藤 昭 彦	<p>【YGHO統括】</p> <p>(株)ヨロズ栃木代表取締役会長、(株)ヨロズ大分代表取締役会長、(株)ヨロズ愛知代表取締役会長、(株)庄内ヨロズ代表取締役会長、(株)ヨロズエンジニアリング代表取締役会長、(株)ヨロズサービス代表取締役会長、ヨロズアメリカ社取締役、ヨロズオートモーティブテネシー社取締役、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社取締役、ヨロズメヒカーナ社取締役、ヨロズタイランド社取締役、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社取締役、广州萬宝井汽車部件有限公司董事、武漢萬宝井汽車部件有限公司董事、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社会長、萬運輸(株)社外取締役、オグラ金属(株)社外取締役、東ホー(株)社外取締役、(株)アーレスティ社外監査役</p>
◎取締役社長	佐 藤 和 己	<p>【YGHO品質機能統括兼人事企画機能統括兼営業機能統括】</p> <p>ヨロズアメリカ社会長、ヨロズオートモーティブテネシー社会長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長、ヨロズメヒカーナ社会長、(株)ヨロズ栃木取締役、(株)ヨロズ大分取締役、(株)ヨロズ愛知取締役、(株)庄内ヨロズ取締役、(株)ヨロズエンジニアリング取締役、(株)ヨロズサービス取締役、ヨロズタイランド社取締役、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社取締役</p>
取 締 役	加 藤 規 康	<p>【YGHO経営戦略統括兼アジア事業統括兼調達・生産管理機能統括兼情報システム部管掌】</p> <p>广州萬宝井汽車部件有限公司董事長、武漢萬宝井汽車部件有限公司董事長、ヨロズタイランド社取締役、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社取締役</p>
取 締 役	太 田 暢 二	<p>【YGHO開発・生産技術機能統括兼生産機能統括兼YPW推進室管掌】</p> <p>(株)ヨロズエンジニアリング取締役、(株)ヨロズ栃木代表取締役社長、(株)ヨロズ大分取締役、(株)ヨロズ愛知取締役、(株)庄内ヨロズ取締役</p>
取 締 役	ジャック フィリップス	<p>【YGHO北米事業統括】</p> <p>ヨロズアメリカ社社長、ヨロズオートモーティブテネシー社社長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社社長、ヨロズメヒカーナ社取締役</p>
○取 締 役	佐 藤 忠 晴	<p>(株)庄内ヨロズ代表取締役社長、(株)ヨロズエンジニアリング代表取締役社長、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社取締役</p>

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
○取締役	佐 草 彰	【YGH O財務機能統括統括】 ㈱ヨロズサービス取締役、萬運輸㈱社外監査役
○取締役	林 宏 徳	ヨロズタイランド社社長、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社社長
○監査役(常勤)	別 井 康 夫	㈱ヨロズ栃木監査役、㈱ヨロズ大分監査役、㈱ヨロズ愛知監査役、㈱ヨロズサービス監査役、 广州萬宝井汽車部件有限公司監査役、武漢萬宝井汽車部件有限公司監査役
※監査役	保 坂 民 男	公認会計士 ㈱庄内ヨロズ監査役、㈱ヨロズエンジニアリング監査役、東ホー㈱社外監査役
※監査役	横 山 良 和	公認会計士

- (注) 1. ◎印は代表取締役であります。
2. ※印は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. ○印は平成22年6月15日開催の第65回定時株主総会で新たに選任された取締役及び監査役であります。
4. 監査役保坂民男氏及び横山良和氏は、㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。また、両氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役保坂民男氏が監査役を兼任しております(㈱庄内ヨロズ及び(㈱ヨロズエンジニアリングの2社はいずれも当社の子会社であります。また、同氏が社外監査役を兼任しております東ホー㈱)と当社との間には定常的な商取引の関係があります。
6. YGH O (Yorozu Global Headquarters Organization) は、マネジメント革命(機能別グローバルマトリックス組織)を推進するための組織であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	10名	171百万円	
監査役	4名	21百万円	(うち社外監査役 2名 9百万円)

- (注)1. 上記の取締役の人数には、平成22年6月15日開催の第65回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記の取締役の人員には、無報酬1名を含んでおります。
3. 上記の監査役の人数には、平成22年6月15日開催の第65回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役保坂民男氏が社外監査役を兼任しております東ホー株式会社と当社との間には定常的な商取引の関係があります。また、株式会社庄内ヨロズ及び株式会社ヨロズエンジニアリングの監査役も兼任しておりますが、両社とも当社の子会社であります。

(2) 特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当する契約は締結していません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

・ 監査役 保坂 民男氏

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席し、公認会計士として専門的な見地から主に税務及び財務的な事項について、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主な監査役の職務の執行に関する事項について意見を表明しました。

・ 監査役 横山 良和氏

当事業年度開催の取締役会17回のうち14回出席し、公認会計士として専門的な見地から主に税務及び財務的な事項について、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主な監査役の職務の執行に関する事項について意見を表明しました。

- (*) 欠席は、何れも緊急に招集した臨時取締役会であり、定時取締役会には全て出席しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

52百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

(注) 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

国際財務報告基準対応のアドバイザー業務

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に諮ることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 1 内部統制基本方針

当社グループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を基本としており、このため、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、平成17年12月に「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としております。

当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し社会的使命を果たしてまいります。

1. 2 内部統制の体制整備に関する方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたるものとする。

② CSR推進室は、

(ア)コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、取締役及び使用人に必要な教育を実施する。

(イ)各部署の日常的なコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

(ウ)社内通報制度（ヨロズホットライン）の運営を行い、法令遵守ならびに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に執行役員会に報告する。

(エ)「ヨロズ社員行動規範」に基づき、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わない旨、取締役及び使用人に徹底を図る。

③ 内部監査室は、

(ア)コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(イ)財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係わる情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

- ② 情報の保管の場所及び方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書管理規程に定める。
 - ③ 情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 既に制定されている危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべきリスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに再発防止を図る。
 - ③ CSR推進室は、各部署の日常的なリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。
 - ④ 内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
 - ② 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。
 - ③ 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
 - ④ 執行役員等によって構成される執行役員会を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の子会社は、当社が制定している「関係会社管理規程」に基づき業務の遂行を行うものとする。
 - ② 当社の子会社の取締役及び使用人は、当社が制定した「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたるものとする。
 - ③ 各子会社は、コンプライアンス体制を確立するとともに、子会社各社の取締役及び使用人に必要な教育を実施する。
 - ④ CSR推進室は、子会社のコンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に指導、統括する。
 - ⑤ 内部監査室は、子会社のコンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、短期集中的な監査を要する重大事態が発生した場合は、補助者を置いて監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上制定し、その規程に定められた事項について定期的に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的及び随時の情報交換の機会を確保する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値及び株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して投資していただくため、企業価値及び株主共同利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

① 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは「小粒な会社でもグローバル規模のエクセレントカンパニー」という中期ビジョンを掲げ、世界中のお客さまに機能・価格・納期共に

満足して頂ける最高の品質を提供し、競争力ある提案型企業として信頼される企業グループの確立を目指す活動を、積極的に進めております。

中期的な経営戦略につきましては、「ヨロズサクセスプラン」を策定し、「競争力あるヨロズグループへの変革」を掲げて経営改革を進めているところであり、「生産革命」と「マネジメント革命」を経営改革の2本柱と位置づけさらに活動を促進しております。

現在は、「最大の効率と徹底したミニマムコスト」を実現すべく収益の改善に注力しております。

② コーポレートガバナンスの取組み

当社グループは、高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進することを、経営の基本としております。

取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置づけております。また、経営執行の責任と権限の明確化を図るため執行役員制度を導入しており、毎月の執行役員会開催により、経営環境の急激な変化に対応できる体制を敷いております。さらに、事業の国際化に伴いYGH0 (Yorozu Global Headquarters Organization) を設置し、当社グループ全体を機能別に統括することにより、グループ全体の最適効率を図っております。その他、内部牽制及び監視機能を行うために内部監査室を設置すると共に、企業の社会的責任を果たし、ステークホルダーの満足度を高め、企業価値の増大を目指すために、CSR推進室を設けております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

前記の基本方針に記載のとおり、当社株式の大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにするためには十分な情報が提供される必要があると考えています。

そこで大規模買付行為に対するルールとして当社株式の大規模買付者に対して、

①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが順守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じるべきであると考えます。

そのため当社は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「現対応方針」といいます。）を導入いたしました。

- (4) 現対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

① 現対応方針が基本方針に沿うものであること

現対応方針は、大規模買付ルールの設定、大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置、株主・投資家に与える影響等、現対応方針の有効期限、継続及び廃止を規定するものです。

現対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように現対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

② 現対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

現対応方針は、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。このように現対応方針は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

③ 現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

現対応方針は、大規模買付行為が大規模買付ルールを順守してない場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

以上から、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであるとと考えております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆さまの期待にお応えするために増配を常に念頭におき事業の発展に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えており

ます。この方針のもと、当期（2010年度）の配当金につきましては、極めて厳しい経営環境下ではございますが、株主の皆さまのご支援に報いるために前期に対し1円増配の年間18円とさせていただきます。なお、既に9円の間配当を実施済みですので期末配当は9円となります。

今後とも株主の皆様のご支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループ成長発展のためにより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

（参考）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,662	流 動 負 債	24,188
現金及び預金	21,913	支払手形	1,155
受取手形	24	買掛金	11,262
売掛金	12,601	一年内返済予定の長期借入金	1,740
有償支給未収入金	1,000	一年内償還予定の新株予約権付社債	3,632
製品	2,261	未払金	694
原材料及び貯蔵品	843	未払法人税等	1,672
部分品	1,232	未払消費税等	346
仕掛品	2,681	未払費用	1,573
繰延税金資産	1,359	賞与引当金	790
未収入金	1,024	役員賞与引当金	53
その他	739	災害損失引当金	65
貸倒引当金	△19	その他	1,202
固 定 資 産	30,865	固 定 負 債	7,797
有 形 固 定 資 産	24,049	長期借入金	4,975
建物及び構築物	4,822	長期未払金	202
機械装置及び運搬具	13,033	リース債務	1,084
工具、器具及び備品	1,322	繰延税金負債	718
土地	2,834	退職給付引当金	746
建設仮勘定	2,036	その他	69
無 形 固 定 資 産	151	負 債 合 計	31,986
投 資 そ の 他 の 資 産	6,664	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	4,559	株 主 資 本	47,872
繰延税金資産	1,079	資本金	3,472
その他	1,026	資本剰余金	5,681
		利益剰余金	42,169
		自 己 株 式	△3,450
		その他の包括利益累計額	△11,630
		その他有価証券評価差額金	1,153
		為替換算調整勘定	△12,561
		在外子会社の年金債務調整額	△222
		新株予約権	74
		少数株主持分	8,223
		純 資 産 合 計	44,541
資 産 合 計	76,527	負 債 及 び 純 資 産 合 計	76,527

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	102,206
売上原価	84,903
売上総利益	17,303
販売費及び一般管理費	8,035
営業利益	9,268
営業外収益	63
受取配当金	62
不動産賃貸	17
その他	90
	233
営業外費用	192
支払利息	48
リパティブ評価損	90
その他	10
	341
経常利益	9,159
特別利益	4
固定資産売却益	6
貸倒引当金の戻入	0
その他	10
	10
特別損失	2
固定資産売却損	56
固定資産廃棄損	50
減損	70
災害による損失	20
その他	200
	200
税金等調整前当期純利益	8,970
法人税、住民税及び事業税	2,770
法人税等調整額	△204
少数株主損益調整前当期純利益	6,403
少数株主利益	1,500
当期純利益	4,903

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	3,472	5,435	37,359	△3,881	42,386
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△306		△306
当期純利益			4,903		4,903
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		245		431	677
在外子会社の年金債務調整額への振替 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)			212		212
連結会計年度中の変動額合計	—	245	4,809	430	5,485
当連結会計年度末残高	3,472	5,681	42,169	△3,450	47,872

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	在 外 子 会 社 の 年 金 債 務 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
前連結会計年度末残高	1,624	△10,745	—	△9,120	32	6,673	39,972
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△306
当期純利益							4,903
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							677
在外子会社の年金債務調整額への振替 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△470	△1,816	△222	△2,510	42	1,550	△917
連結会計年度中の変動額合計	△470	△1,816	△222	△2,510	42	1,550	4,568
当連結会計年度末残高	1,153	△12,561	△222	△11,630	74	8,223	44,541

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数 15社
- ② 連結子会社の名称

(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、(株)ヨロズ愛知、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ栃木、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社

なお、武漢萬宝井汽車部件有限公司、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

該当する会社はありません。

(2) 持分法適用の関連会社数

該当する会社はありません。

(3) 持分法を適用しない関連会社の名称

- ① 萬運輸(株)
- ② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズタイランド社、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司及び武漢萬宝井汽車部件有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

国内連結会社

主としてたな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法

在外連結子会社

主として、先入先出法による低価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

a 当社及び国内連結子会社

(イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

b 在外連結子会社

(イ)リース資産以外の有形固定資産

定額法

(ロ)リース資産

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の債権区分に応じて、それぞれに掲げる方法によっております。

a 一般債権

貸倒実績率による計算額を計上しております。

b 貸倒懸念債権等特定の債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（ヨロズオートモーティブテネシー社については退職給付債務及び年金資産）の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、米国連結子会社については米国会計基準によっております。

また、数理計算上の差異は、主として従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により発生年度から償却しております。

⑤ 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の原状回復費用等の支出に備えるため、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる費用のうち、当期に負担すべき金額を見積り計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産・負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、為替予約等の振当処理を採用しております。

a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取り締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

また、振当処理によっている通貨スワップについてもヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(9) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① 会計処理の原則及び手続の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は7百万円減少しております。

② 表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	(単位：百万円)
建物及び構築物	1,079
機械装置及び運搬具	3,719
工具、器具及び備品	179
土地	432
投資有価証券	3,343
合 計	8,755
担保に係る債務の金額	
一年内返済予定の長期借入金	1,740
長期借入金	2,665
合 計	4,405
2. 有形固定資産の減価償却累計額……………	64,627百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 21,455,636株
2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	153百万円	9.00円	平成22年3月31日	平成22年6月1日
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	153百万円	9.00円	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	157百万円	9.00円	平成23年 3月31日	平成23年 5月31日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 70,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

デリバティブ取引に関しては、通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引、金利スワップ及び通貨オプション、通貨スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

為替予約取引及び通貨オプション、通貨スワップ取引に関する社内管理規程に基づき、事前に取締役会の承認を得て実施し、取引の状況は取締役会へ報告しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：百万円)

	連 結 貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	21,913	21,913	—
受取手形及び売掛金	12,626	12,626	—
投資有価証券	4,412	4,412	—
資 産 計	38,951	38,951	—
支払手形及び買掛金	12,418	12,418	—
新株予約権付社債	3,632	4,360	728
長期借入金	6,715	6,712	△2
リース債務	1,370	1,160	△209
負 債 計	24,135	24,651	515
デリバティブ取引 (※)	△39	△39	—

※デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金

現金及び預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金

支払手形と買掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②新株予約権付社債

当社の発行する新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

③長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	113
関連会社株式	33

(2) 一定の期間に区分した金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
新株予約権付社債	3,632	—	—	—	—	—
長期借入金	1,740	1,030	2,058	1,886	—	—
リース債務	285	222	837	18	4	2
合計	5,657	1,253	2,895	1,904	4	2

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産に関する注記事項については、計算書類における開示の必要性が大きいと考えられるため、開示を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,071円10銭
- 1株当たり当期純利益 287円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	20,553	流動負債	19,958
現金及び預金	9,481	支払手形	316
取得手形	14	形入金	7,870
掛金	5,838	短期借入金	4,183
有償支給未収入	2,578	一年以内返済予定の長期借入金	1,740
製原材	173	一年以内償還予定の新株予約権付社債	3,632
仕掛品	35	リース債	25
貯前掛蔵品	844	未払費用	491
繰延税金資産	5	未払法人税等	422
短期貸付	41	前受収益	711
未収の金	295	預賞引当金	6
固定資産	45,886	員賞引当金	21
有形固定資産	8,100	災害引当金	22
建物	1,278	固定負債	236
構築物	54	長期借入金	53
機械及び装置	4,066	繰延税金負債	63
車両運搬具	21	退職給付引当金	161
工具、器具及び備品	596	繰延退職引当金	696
土地	1,679	繰延退職引当金	62
建設仮勘定	402	繰延退職引当金	7
無形固定資産	56	繰延退職引当金	64
ソフトウェア	56	繰延退職引当金	243
投資その他の資産	37,729	繰延退職引当金	24
投資有価証券	4,524	負債合計	26,862
関係会社株	28,452	(純資産の部)	38,349
関係会社出資	2,569	株主資本	3,472
従業員長期貸付	0	資本金	5,681
関係会社の長期貸付	3,116	資本剰余金	4,160
倒引当金	82	資本剰余金	1,521
	△1,017	利益剰余金	32,646
		その他利益剰余金	868
		固定資産圧縮積立	31,778
		別途利益剰余金	224
		繰越利益剰余金	23,000
		自己株式	8,553
		評価・換算差額等	△3,450
		その他有価証券評価差額金	1,153
		新株予約権	1,153
		純資産合計	74
資産合計	66,439	負債及び純資産合計	66,439

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,539
売上原価	39,005
売上総利益	6,534
販売費及び一般管理費	4,449
営業利益	2,085
営業外収益	
受取利息	28
受取配当金	1,562
その他	12
計	1,603
営業外費用	
支払替りバティの計	118
利息差	79
評価損	48
その他	2
計	248
経常利益	3,440
特別利益	
固定資産売却益	2
役員生命保険解約益	0
計	2
特別損失	
固定資産廃棄損	46
災害による損	68
減損	48
貸倒引当金繰入	65
その他	28
計	257
税引前当期純利益	3,186
法人税、住民税及び事業税	1,083
法人税等調整額	△22
当期純利益	2,124

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	
前事業年度末残高	3,472	4,160	1,275	5,435
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分			245	245
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	—	245	245
当事業年度末残高	3,472	4,160	1,521	5,681

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
前事業年度末残高	868	29,959	30,827	△3,881	35,855
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△306	△306		△306
当期純利益		2,124	2,124		2,124
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				431	677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	1,818	1,818	430	2,494
当事業年度末残高	868	31,778	32,646	△3,450	38,349

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
前事業年度末残高	1,624	1,624	32	37,512
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		—		△306
当期純利益		—		2,124
自己株式の取得		—		△0
自己株式の処分		—		677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△471	△471	42	△429
事業年度中の変動額合計	△471	△471	42	2,065
当事業年度末残高	1,153	1,153	74	39,577

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
前事業年度末残高	264	23,000	6,695	29,959
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△306	△306
固定資産圧縮積立金の取崩	△39		39	—
当期純利益			2,124	2,124
事業年度中の変動額合計	△39	—	1,858	1,818
当事業年度末残高	224	23,000	8,553	31,778

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金

移動平均法による原価法

② たな卸資産

製品・仕掛品(量産品)、部分品及び原材料は、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

その他の製品・仕掛品は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

(ロ)無形固定資産

無形固定資産のうちソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の債権区分に応じて、それぞれに掲げる方法によっております。

a 一般債権

貸倒実績率による計算額を計上しております。

b 貸倒懸念債権等特定の債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

④退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間（1年末満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により、発生年度から償却しております。

⑤災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した資産の原状回復費用等の支出に備えるため、翌事業年度以降に発生が見込まれる費用のうち、当期に負担すべき金額を見積り計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、為替予約等の振当処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針
ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象…借入金

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取り締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

- ③ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

また、振当処理によっている通貨スワップについてもヘッジ有効性の評価を省略しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

- (7) 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これにより、税引前当期純利益は、7百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

(単位：百万円)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産		担保設定状況
資産区分	期末簿価 (百万円)	
建物	1,038	工場財団抵当として 長期借入金 2,450百万円 (含む1年内返済予定額 1,740百万円) の担保に供しております。
構築物	40	
機械及び装置	3,719	
工具、器具及 び備品	179	
土地	432	
投資有価証券	3,343	質権として 長期借入金 1,955百万円 の担保に供しております。
計	8,755	—

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 40,910

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(流動資産)

売掛金 1,024

有償支給未収入金 1,938

短期貸付金 982

(固定資産)

長期貸付金 3,116

(流動負債)

買掛金 2,449

短期借入金 4,183

(固定負債)

長期借入金 828

(損益計算書に関する注記)

(単位：百万円)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 6,559

仕入高等 33,715

営業取引以外の取引による取引高 1,558

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 3,956,466株

(税効果会計に関する注記)

(単位：百万円)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	27
賞与引当金・役員賞与引当金	117
固定資産廃棄損	18
未払金・未払費用	187
長期未払金	91
投資有価証券及び	476
ゴルフ会員権評価損	
関係会社株式評価損	40
固定資産減損額	31
貸倒引当金	413
その他	91
繰延税金資産小計	<u>1,495</u>
評価性引当額	<u>△1,141</u>
繰延税金資産合計	<u>354</u>

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△153
その他有価証券評価差額金	<u>△602</u>
繰延税金負債合計	<u>△755</u>
繰延税金負債の純額	<u>△401</u>

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	295
固定負債－繰延税金負債	696

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(単位：百万円)

1. 当事業年度末日におけるリース物件の取得価額相当額	40
2. 当事業年度末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	32
3. 当事業年度末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	8

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ヨロズ栃木	100.00%	当社の仕入先 役員 の 兼 任	材料の 有償支給	10,536	有償支給 未収入金	901
				部品の仕入等	14,244	買掛金	635
				資金の借入 (注2)	650	短期借入金	1,127
子会社	㈱ヨロズ大分	100.00%	当社の仕入先 役員 の 兼 任	部品の仕入等	9,156	買掛金	627
子会社	㈱庄内ヨロズ	82.00% (5.00) (注1)	当社の仕入先 役員 の 兼 任	部品の仕入	6,012	買掛金	352
				資金の借入 (注2)	197	短期借入金	1,278
子会社	㈱ヨロズエン 지니어リング	100.00%	当社の仕入先 役員 の 兼 任	金型・設備の 仕入	1,785	買掛金	733
子会社	㈱ヨロズ愛知	100.00%	当社の仕入先 役員 の 兼 任	資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	880
子会社	ヨロズメヒカ ーナ社	89.37%	当社の販売先 役員 の 兼 任	資金の借入 (注2)	△146	短期借入金	1,159
子会社	ヨロズタイラ ンド社	90.00%	当社の販売先 役員 の 兼 任	資金の貸付 (注2)	△104	長期貸付金	828
				資金の借入 (注2)	△104	長期借入金	828
子会社	广州萬宝井汽 車部件有限公 司	51.00%	当社の販売先 役員 の 兼 任	資金の貸付 (注2)	△135	長期貸付金	1,076

- (注) 1 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数であります。
2 各社に対する貸付及び借入に伴う利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、資金の貸付及び借入の取引金額は前期末残高からの増減額を表示しております。
3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,257円	42銭
1株当たり当期純利益	124円	64銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月16日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 茂 幸

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月16日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 多 茂 幸

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨロズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該方針に添ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月16日

株式会社ヨロズ 監査役会

常勤監査役	別	井	康	夫	Ⓔ
社外監査役	保	坂	民	男	Ⓔ
社外監査役	横	山	良	和	Ⓔ

以 上

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数 株
2	佐 藤 和 己 (昭和28年 8 月 2 日生)	<p>昭和51年 3 月 当社入社 平成 7 年 4 月 カルソニック・ヨロズ・コーポレーション（現ヨロズオートモーティブテネシー社）品質保証部シニアマネージャー 平成13年 1 月 当社設計部主管 平成13年 4 月 ヨロズアメリカ社社長 平成14年 6 月 当社執行役員 平成16年 6 月 当社取締役、執行役員 平成18年 6 月 当社取締役、常務執行役員 平成20年 6 月 当社代表取締役社長、最高執行責任者（現）</p> <p>(重要な兼職の状況) ヨロズオートモーティブテネシー社会長 ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長 ヨロズメヒカーナ社会長 ヨロズアメリカ社会長 ㈱ヨロズ栃木取締役 ㈱ヨロズ大分取締役 ㈱ヨロズ愛知取締役 ㈱庄内ヨロズ取締役 ㈱ヨロズエンジニアリング取締役 ㈱ヨロズサービス取締役 ヨロズタイランド社取締役 ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社取締役</p>	5,900
3	加 藤 規 康 (昭和24年 3 月 17 日生)	<p>昭和46年 4 月 日産自動車㈱入社 平成11年 4 月 同社生産技術本部車体技術部長 平成13年 4 月 北米日産生産技術担当副社長 平成16年 4 月 当社入社、執行役員開発・生産技術本部長兼技術部長 平成20年 6 月 当社取締役、執行役員経営企画室長 平成22年 6 月 当社取締役、常務執行役員経営企画室長（現）</p> <p>(重要な兼職の状況) 广州萬宝井汽車部件有限公司 董事長 武漢萬宝井汽車部件有限公司 董事長 ヨロズタイランド社取締役 ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社取締役</p>	4,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
4	太田 暢 二 (昭和27年1月21日生)	<p>昭和50年3月 当社入社 平成12年6月 ヨロズタイランド社社長 平成14年6月 当社執行役員 平成14年11月 ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社社長 平成17年11月 (株)ヨロズエンジニアリング代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役、執行役員 平成22年6月 当社取締役、常務執行役員(現)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ヨロズエンジニアリング取締役 (株)ヨロズ栃木代表取締役社長 (株)ヨロズ大分取締役 (株)ヨロズ愛知取締役 (株)庄内ヨロズ取締役</p>	7,600株
5	ジャック フィリップス (昭和37年8月14日生)	<p>平成9年10月 カルソニック・ヨロズ・コーポレーション(現ヨロズオートモーティブテネシー社)入社 平成20年6月 当社取締役、執行役員(現)</p> <p>(重要な兼職の状況) ヨロズオートモーティブテネシー社社長 ヨロズアメリカ社社長 ヨロズオートモーティブノースアメリカ社社長 ヨロズメヒカーナ社取締役</p>	—
6	佐藤 忠 晴 (昭和29年7月22日生)	<p>昭和52年3月 当社入社 平成13年1月 当社情報システム部長 平成18年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役、執行役員(現)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)庄内ヨロズ代表取締役社長 (株)ヨロズエンジニアリング代表取締役社長 ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社取締役</p>	1,100株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
7	佐 草 彰 (昭和33年8月22日生)	昭和56年3月 当社入社 平成14年3月 ヨロズアメリカ社財務最高責任者 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社執行役員財務部長 平成22年6月 当社取締役、執行役員財務部長、最高財務責任者(現) (重要な兼職の状況) ㈱ヨロズサービス取締役 萬運輸㈱社外監査役	株 3,400
8	林 宏 徳 (昭和36年8月3日生)	昭和60年3月 当社入社 平成15年12月 中国事業室長 平成18年6月 广州萬宝井汽車部件有限公司 総経理 平成20年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役、執行役員(現) (重要な兼職の状況) ヨロズタイランド社社長 ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社社長	400

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

- (1) 候補者志藤昭彦氏は、当社の子会社であります㈱庄内ヨロズの代表取締役会長、ヨロズJBMオートモーティブ タミルナドゥ社の会長を兼務しており、両社との間には商取引関係にあります。
 - (2) 候補者佐藤和己氏は、当社の子会社でありますヨロズオートモーティブ テネシー社、ヨロズメヒカーナ社の会長を兼務しており、両社との間には商取引関係にあります。
 - (3) 候補者加藤規康氏は、当社の子会社であります广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司の董事長を兼務しており、両社との間には商取引関係にあります。
 - (4) 候補者太田暢二氏は、当社の子会社であります㈱ヨロズの栃木代表取締役社長を兼務しており、同社との間には商取引関係にあります。
 - (5) 候補者ジャック フィリップス氏は、当社の子会社でありますヨロズオートモーティブ テネシー社の社長を兼務しており、同社との間には商取引関係にあります。
 - (6) 候補者佐藤忠晴氏は、当社の子会社であります㈱庄内ヨロズの代表取締役社長を兼務しており、同社との間には商取引関係にあります。
 - (7) 候補者林宏徳氏は、当社の子会社でありますヨロズタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社の社長を兼務しており、両社との間には商取引関係にあります。
2. 各候補者は、本総会終了後の取締役会において執行役員に選任される予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役保坂民男、横山良和の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株式数
1	保坂民男 (昭和12年10月27日生)	昭和41年4月 保坂公認会計士事務所開設 (現) 平成6年6月 当社監査役(現) (重要な兼職の状況) 株庄内ヨロズ監査役 株ヨロズエンジニアリング監査役 東ホー(株)社外監査役	株 13,200
2	横山良和 (昭和39年7月2日生)	平成5年7月 横山公認会計士事務所入所 平成9年6月 横山良和公認会計士事務所開設(現) 平成15年6月 当社監査役(現) 平成23年1月 第61回税理士試験委員(現)	1,000

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 保坂民男、横山良和の両氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 保坂民男、横山良和の両氏を社外監査役候補者とした理由は、両氏共各分野において有している高い見識と、公認会計士として培われた専門的知識を当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
4. 保坂民男、横山良和の両氏が社外監査役として適切に職務を遂行できるものと判断した理由は、両氏共公認会計士として専門的な知識及び経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 当社監査役に就任してから保坂民男氏は17年、横山良和氏は8年になります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有株式数
齋藤一彦 (昭和31年8月23日生)	昭和63年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成4年4月 岡田・齋藤法律事務所開設 平成18年4月 関東弁護士会連合会常務理事 平成19年4月 東京家事調停協会理事 平成21年4月 齋藤総合法律事務所開設	株 —

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤一彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 齋藤一彦氏を社外監査役候補者として選任する理由は長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
4. 齋藤一彦氏が社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由は、同氏が弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を監査する十分な見識を有することなどを総合的に勘案したためであります。

以上

